特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０２２号
大阪府枚方市春日野１丁目３番16号
清算株式会社　株式会社小川鉄工
代表清算人　東　　幸生
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０１９号
東京都港区高輪４丁目８番３号
清算株式会社　コイトエンタープライズ株式会社
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第５号
長崎県長崎市田中町596番地１
清算株式会社　長崎アサヒ販売株式会社
1　決定年月日　平成22年８月19日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　協定債権の免除
⑴　特別清算手続開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の免除
清算株式会社は、本協定認可決定の確定の日に、協定債権者より特別清算手続開始決定日（以下「開始決定日」という。）以降に発生した利息及び遅延損害金並びに開始決定日以降に発生した利息及び遅延損害金を代位弁済したことによる求償金の全額の免除を受ける。
⑵　その他の免除
清算株式会社は、本協定認可決定確定日（以下「協定確定日」という。）から１か月以内を目途に、換価可能な全資産の換価・処分・回収（以下「全資産の換価」という。）を終了させた上で、残余財産総額から、未払いの公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項括弧書き記載の債権（以下「優先債権等」という。）の額の合計額を控除した残額を弁済原資として、次頁に定める最終弁済を行い、最終弁済が完了したときに、協定債権から既弁済額を控除した残債権について、その全額の免除を受ける。
2　最終弁済
清算株式会社は、協定債権者に対し、協定確定日から１か月以内の日（以下「最終弁済日」という。）に、以下の⑴及び⑵に定める弁済額を弁済する。弁済額は、元金、利息及び遅延損害金の順に充当する。
⑴　配当債権（協定債権のうち、第１項⑴に規定する金額を差し引いた金額をいう。）が5000円以下の協定債権者
配当債権合計額が5000円以下の協定債権者に対しては、配当債権全額
⑵　配当債権額5000円超の協定債権者
配当債権合計額が金5000円を超える協定債権者に対しては、次のア及びイの合計額
ア　金5000円
イ　弁済原資の金額から、上記⑴による弁済額及び上記⑵アによる弁済額を控除した後の残額の按分額
3　弁済の場所・方法等
⑴　弁済の場所及び方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する口座に振込む方法により支払うこととし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
⑵　振込口座の指定
協定債権者は、最終弁済日の２週間前までに、清算株式会社に対し、書面により、本協定に基づく弁済のための振込先の口座を指定する。
⑶　振込口座を指定しない場合
前記⑵に定める日までに、本協定に基づく弁済のための振込先の口座を指定しなかった協定債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を、長崎地方法務局に供託する。
4　追加弁済
第２項による最終弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第１項⑵により免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額の金額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合においては第１項⑵による残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
長崎地方裁判所

更生手続における包括的禁止命令

平成２２年（ミ）第１０号
東京都新宿区西新宿６丁目12番７号ストーク新宿1009号
開始前会社　春日居観光開発株式会社
主文　開始前会社について、国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、共益債権を徴収するためのものを除く。）を禁止する。
平成22年８月19日
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における保全管理命令

平成２２年（ミ）第１０号
東京都新宿区西新宿６丁目12番７号ストーク新宿1009号
開始前会社　春日居観光開発株式会社
1　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　東京都千代田区丸の内２丁目１番１号丸の内マイプラザ13階あさひ法律事務所
弁護士　三森　　仁
平成22年８月19日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令取消

平成２１年（再）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番９号
再生債務者　協同組合日専連静内
主文　平成21年10月16日にした監督命令を取り消す。
平成22年８月19日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２２年（再）第３号
三重県尾鷲市倉ノ谷町12番11号
再生債務者　株式会社セルフ舎建設
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月17日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年10月15日から平成22年10月29日まで
津地方裁判所

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第１号
神奈川県藤沢市石川６丁目１番地の１
再生債務者　株式会社矢部自動車
特別調査期間　平成22年９月９日から平成22年９月16日まで
平成22年８月19日
横浜地方裁判所第３民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１９号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町２丁目１番９号
再生債務者　協同組合日専連静内
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年８月18日までに書面投票による決議により可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成22年８月19日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続終結

平成１８年（再）第３号
長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1000番地137
再生債務者　岩永工業株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成22年８月20日　　長崎地方裁判所

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２４号
栃木県矢板市塩田1046番地８
再生債務者　中山　徳行
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年９月７日まで
4　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年９月29日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部